

自動車損害賠償責任保険(強制保険) の請求に必要な基本書類一覧表

加害者 請求		提出書類名	被害者 請求	
死亡	傷害	仮渡金請求の際に提出した書類は、保険金 あるいは損害賠償額請求のときには、再提出 の必要はありません。	死亡	傷害
保険金			損害賠償額	
●	●	保険金(または損害賠償額)支払請求書★	●	●
●	●	交通事故証明書	●	●
●	●	事故発生状況報告書(事故現場の見取図)★	●	●
	●	診断書及び診療報酬明細書★		●
●		死体検案書または死亡診断書	●	
●		戸籍謄本	●	
●	●	請求者の印鑑証明	●	●
○	○	委任状(委任者の印鑑証明添付のこと) 請求権・受領権を委任する場合に必要です。	○	○
○	○	示談書★ 領収書		
○	○	看護費、交通費、雑費等の明細書・領収書等	○	○
○	○	休業損害に関する証明書★	○	○

- (1)●印は、必ず必要な書類です。
○印の書類は、係の説明を聞いてそろえてください。
★印の用紙は保険会社の窓口にあります。
- (2)被害者が2名以上の場合は、請求書はそれぞれ別々に作成することになります。
- (3)保険請求の時効
被害者の場合は、事故が起こってから3年以内、加害者の場合は被害者に賠償してから3年以内に保険会社に請求しないと時効になります。
- (4)この一覧表は、各事故に共通して必要な基本書類を示したもので、事故によっては、これ以外の書類が必要となる場合もあります。

県のホームページで交通事故相談Q&A等がご覧になれます。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html>



交通事故相談所の案内

相談は
無料です

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。
また、これに伴い、心のケアが必要になることもあります。

県では交通事故に遭いお困りの方のため、専任相談員及び心の相談員
(本所)からなる交通事故相談所を下記のとおり設置しています。

相談案件のよりの確で効率的な解決を図るために、早い時期に相談されることをおすすめいたします。

ただし、調停中・裁判中の相談についてはお受けできません。

また、裏面の市・町において、巡回相談を実施していますので、お気軽
にご利用ください。相談は電話でもお受けします。

なお、個人情報は交通事故相談の目的以外に使用しません。

相談所所在地	本 所	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階) 交通事故相談所 (043)223-2264
	東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根7(東葛飾合同庁舎4階) 交通事故相談所 東葛飾支所 (047)368-8000
	安房支所	〒294-0045 館山市北条402-1(安房合同庁舎1階) 交通事故相談所 安房支所 (0470)22-7132

相 談 時 間 午前9時～12時、午後1時～5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)
[受付は午後4時30分まで]
できるだけ予約をしてからの来所をお願いします。

主な相談内容 損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方、
心のケア(本所)など

巡 回 相 談 県内33市町(裏面参照)
午前10時～12時、午後1時～3時
土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。
※相談日2日前(土・日、祝日除く。)までに予約をお願いします。
詳細は各市・町にお問い合わせ下さい。



千葉県交通事故相談所



令和7年度(下期) 交通事故巡回相談日程表

管轄	月日	お問合せ先	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	場所		日曜	日曜	日曜	日曜	日曜	日曜
本所	銚子市	0479(24)8734	20月	10月	8月	19月	9月	9月
	船橋市	047(436)2787	9木	13木	11木	8木	12木	12木
			23木	27木	25木	22木	26木	26木
	茂原市	0475(20)1505	24金	28金	19金	23金	27金	13金
	成田市	0476(20)1527	7火	4火	23火	6火	3火	3火
	佐倉市	043(484)6152	1水	5水	3水	7水	4水	4水
			15水	19水	17水	21水	18水	18水
	東金市	0475(50)1119	6月	10月	1月	5月	2月	2月
	旭市	0479(62)5396	20月	17月	15月	19月	16月	16月
	習志野市	047(453)9304	2木	6木	4木	8木	5木	5木
	勝浦市	0470(73)6640		25火		27火		17火
	八千代市	047(421)6718	22水	26水	24水	28水	25水	25水
	四街道市	043(421)6107	22水	26水	24水	28水	25水	25水
	八街市	043(443)1420	17金	21金	19金	16金	20金	
	印西市	0476(36)4233	17金	21金	19金	23金	20金	19木
	白井市	047(401)4081	29水	26水	24水	28水	25水	25水
	富里市	0476(93)1117	14火	11火	9火	13火	10水	10火
	匝瑳市	0479(73)0088	3金	7金	5金	9金	6金	6金
	香取市	0478(50)1248	14火	11火	9火	13火	10火	10火
	山武市	0475(80)1271		27木		29木		26木

管轄	月日	お問合せ先	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	場所		日曜	日曜	日曜	日曜	日曜	日曜
本所	いすみ市	0470(62)2000		11火		13火		10火
	大網白里市	0475(70)0342	9木	13木	11木	8木	12木	12木
	九十九里町	0475(70)3107		12水		14水		18水
	大多喜町	0470(82)2111					18水	

東葛飾支所	市川市	047(712)8529	28火	11火	23火	13火	24火	10火
	行徳支所			25火		27火		24火
	野田市	04(7123)1068	7火		2火		3火	
			10金	14金	12金	9金	13金	13金
	柏市	04(7167)1115		28金		23金		27金
	流山市	04(7158)1616	1水	5水	3水	7水	4水	4水
	我孫子市	04(7185)1369	20月	17月	15月	19月	16月	16月
	鎌ヶ谷市	04(7185)1369		10月	8月		9月	9月
	浦安市	047(712)6500	17金	21金	19金	16金	20金	13金
			27月	10月	8月	26月	9月	9月

安房支所	木更津市	0438(38)3089	8水	12水	10水	14水	4水	11水
			15水	19水	17水	21水	18水	18水
	君津市	0439(56)1395	6月		1月	5月	2月	2月
			20月	17月	15月	19月	16月	16月
	富津市	0439(80)1252	14火	10月	8月	13火	9月	9月
	袖ヶ浦市	0438(62)3102	22水	26水	24水	28水	25水	25水

※2日前(土、日、祝日を除く)までに予約が必要です。